

鹿 児 島 県 公 報

平成24年6月26日（火）第2815号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正（※）（職員厚生課取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部改正（※）（職員厚生課取扱い） 2
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第3号の規定により知事が定める施設の一部改正（※）（職員厚生課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 6
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（6件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 7
（南薩地域振興局取扱い） 7
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
（大隅地域振興局取扱い） 8
- 平成24年度第1回家畜人工授精講習会開催公告（畜産課取扱い） 9
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 10
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 10
- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第758号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成24年6月26日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳未満の項から25歳以上30歳未満の項まで、50歳以上55歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の規定並びに同表30歳以上35歳未満の項から45歳以上50歳未満の項まで及び55歳以上60歳未満の項（いずれも最低限度額の部分に限る。）の規

定は、平成24年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|------------|--------|---------|
| 20歳未満 | 4,613円 | 12,954円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,028円 | 12,954円 |
| 25歳以上30歳未満 | 5,648円 | 13,090円 |
| 30歳以上35歳未満 | 6,208円 | 15,944円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,647円 | 18,498円 |
| 40歳以上45歳未満 | 6,925円 | 21,685円 |
| 45歳以上50歳未満 | 6,903円 | 23,524円 |
| 50歳以上55歳未満 | 6,551円 | 24,551円 |
| 55歳以上60歳未満 | 5,757円 | 23,052円 |
| 60歳以上65歳未満 | 4,602円 | 19,090円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,950円 | 15,247円 |
| 70歳以上 | 3,950円 | 12,954円 |

鹿児島県告示第759号

平成8年7月10日鹿児島県告示第1093号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成24年6月26日から施行する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表常時介護を要する状態の項中「104,530円」を「104,290円」に、「56,720円」を「56,600円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,150円」に、「28,360円」を「28,300円」に改める。

鹿児島県告示第760号

平成8年7月10日鹿児島県告示第1094号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第3号の規定により知事が定める施設）の一部を次のように改正し、平成24年6月26日から施行する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3を削る。

鹿児島県告示第761号

平成24年5月18日鹿児島県告示第636号（以下「告示第636号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 所在が不分明な者の氏名 | 通 知 の 要 旨 | |
|-------------|-----------------------------|--------------|
| | 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 | 変更後の指定施業要件 |
| 谷口幸吉 | 志布志市志布志町田之浦字道中1762番3 | 告示第636号の変更後の |
| 谷口文男 | 志布志市志布志町田之浦字二本松1787番2, 1801 | 指定施業要件のとおり |

| | |
|-------|---|
| | 番1, 1801番7, 1803番, 字菅谷1826番1, 1828番1, 字黒葛1868番52, 1868番87 |
| 榎屋ヒサ子 | 志布志市志布志町田之浦字黒葛1866番4 |

鹿児島県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|---------------------|------------|
| なでしこ薬局 | 奄美市名瀬和光町1番地16 | 平成24年5月1日 |
| わかすぎ皮フ科クリニック | 出水市中央町1390 | 平成24年4月1日 |
| こぐま薬局 | 奄美市名瀬柳町8番10号 | 平成24年5月1日 |
| 医療法人孝徳会楠元内科医院（歯科） | 出水市平和町224番地 | 平成24年5月1日 |
| はやと整形外科分院 | 霧島市国分中央六丁目22番65号 | 平成24年5月1日 |
| はらだ薬局上川内店 | 薩摩川内市御陵下町3144番地1 | 平成24年5月1日 |
| 瀬戸内町へき地診療所 | 大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2 | 平成24年5月1日 |
| まごころ調剤薬局 | いちき串木野市大原町80-2 | 平成24年5月1日 |
| けいこ歯科 | 鹿屋市寿四丁目11-10 | 平成24年5月18日 |
| くすもと産婦人科 | 日置市伊集院町郡1193-1 | 平成24年5月16日 |
| 有限会社ケーアイ調剤薬局五代店 | 薩摩川内市上川内町3306番地 | 平成24年5月1日 |
| おやまクリニック | 薩摩川内市上川内町3303番地1 | 平成24年5月1日 |
| 始良ふれあい歯科医院 | 始良市西餅田2004-1 | 平成24年5月1日 |

鹿児島県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 居 宅 介 護 事 業 所 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------|---------------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | |
| 訪問介護・こっこの家 | 始良市東餅田554番地1 | 平成24年2月1日 |
| 通所介護・こっこの家 | 始良市東餅田554番地1 | 平成24年2月1日 |
| 小規模多機能ホームおあしす国分 | 霧島市国分福島三丁目61番3号 | 平成24年4月1日 |
| 訪問介護NPO南の太陽 | 肝属郡肝付町富山字今市牧1791番地1 | 平成24年4月23日 |
| ミニデイ南の星 | 肝属郡肝付町富山字今市牧1791番地1 | 平成24年4月23日 |
| グループホーム重富の里 | 始良市平松5320番地 | 平成24年5月8日 |
| デイサービスみどりのお家せんだい | 薩摩川内市宮内町3886番1号 | 平成24年4月1日 |
| さくらリハデイサービス | 薩摩川内市宮崎町1885-6 | 平成24年5月1日 |

| | | |
|----------------|-----------------------|------------|
| ケアサービスて訪問介護事業所 | 奄美市笠利町大字宇宿2127番地 2 | 平成24年5月1日 |
| 国分脳神経外科 | 霧島市国分向花154番地1 | 平成23年6月1日 |
| グループホーム曾於 | 曾於市財部町南俣新開99-1 | 平成24年5月23日 |

鹿児島県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 | | 指定年月日 |
|----------------------|-----------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人祥隆会ケアプランセンター花鳥風月 | 薩摩川内市中福良町2840-1 | 平成24年5月1日 |

鹿児島県告示第765号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事 業 所 | | 指定居宅サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービ スの種 類 |
|--------------------|---------------|-------------|-------------------|--------|------------|-----------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 医療法人沖繩徳洲会垂水徳洲会病院 | 垂水市田神字河崎12番地2 | 医療法人沖繩徳洲会 | 沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地 | 徳田 虎雄 | 平成24年5月31日 | 訪問介護 |
| 医療法人馨和会 ithubara医院 | 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7 | 医療法人馨和会 | 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7 | 桂 久和 | 平成24年7月1日 | 通所リハビリテーション |

鹿児島県告示第766号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事 業 所 | | 指定居宅介護支援事業者 | | | 廃止年月日 | サービ スの種 類 |
|------------------|---------------|-------------|-------------------|--------|------------|-----------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 医療法人沖繩徳洲会垂水徳洲会病院 | 垂水市田神字河崎12番地2 | 医療法人沖繩徳洲会 | 沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地 | 徳田 虎雄 | 平成24年5月31日 | 居宅介護支援 |

鹿児島県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------------|---------------|---------------|-------------------|--------|------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 医療法人沖繩徳洲会垂水徳洲会病院 | 垂水市田神字河崎12番地2 | 医療法人沖繩徳洲会 | 沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地 | 徳田 虎雄 | 平成24年5月31日 | 介護予防訪問介護 |
| 医療法人馨和会いづはら医院 | 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7 | 医療法人馨和会 | 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7 | 桂 久和 | 平成24年7月1日 | 介護予防通所リハビリテーション |

鹿児島県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、湧水町吉松土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 平山 守哉 始良郡湧水町鶴丸497番地1
 理事 松元 和行 始良郡湧水町鶴丸720番地
 理事 遠矢 重夫 始良郡湧水町中津川902番地3
 理事 宇都 勉 始良郡湧水町中津川303番地2
 理事 竹下 敏徳 始良郡湧水町川添11番地
 理事 宮田 末男 始良郡湧水町川添1168番地3
 理事 福島 勝男 始良郡湧水町川添1870番地3
 理事 永野 利視 始良郡湧水町川添1543番地1
 理事 丸山 政敏 始良郡湧水町川西873番地
 理事 赤坂 光秀 始良郡湧水町川西85番地口
 理事 平谷 元一 始良郡湧水町川西2853番地3
 理事 福田 正己 始良郡湧水町川西2505番地
 監事 別所 澄忠 始良郡湧水町川西2427番地4
 監事 鶴田 正信 始良郡湧水町川西1124番地7
 監事 川野 通信 始良郡湧水町中津川892番地2
 （任期 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 古川 通徳 始良郡湧水町鶴丸707番地1
 理事 深野 健一 始良郡湧水町鶴丸1198番地1
 理事 米満 勝 始良郡湧水町川添2番地2
 理事 大平 良廣 始良郡湧水町中津川569番地
 理事 萩原 兼夫 始良郡湧水町川西1778番地1
 理事 桑原 千利 始良郡湧水町川添269番地2
 理事 福島 勝男 始良郡湧水町川添1870番地3
 理事 永野 利視 始良郡湧水町川添1543番地1
 理事 山野 順雄 始良郡湧水町川西3074番地6
 理事 今藤 睦 始良郡湧水町川西309番地3
 理事 平谷 元一 始良郡湧水町川西2853番地3
 理事 福田 正己 始良郡湧水町川西2505番地
 監事 別所 澄忠 始良郡湧水町川西2427番地4
 監事 鶴田 正信 始良郡湧水町川西1124番地7
 監事 前田 政寛 始良郡湧水町鶴丸455番地1

鹿児島県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-----------|--|---|-----------|-----------------|-----------------|
| 国道 | 267号 | 薩摩川内市大小路町字原田3447番地先から3446番1地先まで | 前 | 14.4～40.4 | 116.4 |
| | | | 後 | 13.8～20.6 | 116.4 |
| 県道 | 石垣加世田線 | 南さつま市加世田川畑字見掛野5645番1地先から同市加世田川畑字入道山5216番2地先まで | 前 | 6.7～24.3 | 757.2 |
| | | | 後 | 11.3～39.0 | 746.0 |
| | 水俣出水線 | 出水市上鯖渕字前田3289番1地先から同市上鯖渕字宇都口3262番1地先まで | 前 | 10.7～22.6 | 105.3 |
| | | | 前 | 4.0～8.0 | 97.3 |
| | | | 後 | 10.7～33.0 | 105.3 |
| | 小山田谷山線 | 鹿児島市春山町1497番1地先から1497番10地先まで | 前 | 13.0～22.0 | 25.0 |
| | | | 後 | 13.0～16.0 | 25.0 |
| 山田湯之元停車場線 | 日置市東市来町長里字棧敷段二4001番2地先から同市東市来町長里字棧敷段一3964番10地先まで | 前 | 5.6～28.9 | 226.0 | |
| | | 前 | 14.8～45.2 | 199.8 | |
| | | 後 | 14.8～45.2 | 199.8 | |
| 下手山田帖佐線 | 始良市蒲生町漆字萩ノ尾3132番2地先から同市蒲生町漆字松元643番1地先まで | 前 | 3.8～16.8 | 1,033.0 | |
| | | 後 | 6.5～45.7 | 1,033.0 | |
| 鶴田大口線 | 薩摩郡さつま町鶴田字中道5418番2地先内 | 前 | 11.8～25.1 | 98.5 | |
| | | 後 | 11.8～25.1 | 98.5 | |

鹿児島県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---------|---|----------------|
| 国道 | 328号 | 薩摩郡さつま町平川大洞国有林29め林小班地先から大洞国有林29さ林小班地先まで | 平成24年 6月26日 |
| 県道 | 石垣加世田線 | 南さつま市加世田川畑字見掛野5645番1地先から同市加世田川畑字入道山5216番2地先まで | |
| | 水俣出水線 | 出水市上鯖渕字前田3289番1地先から同市上鯖渕字宇都口3262番1地先まで | |
| | 下手山田帖佐線 | 始良市蒲生町漆字萩ノ尾3132番2地先から同市蒲生 | |

| | | |
|-------|-----------------------|--|
| | 町漆字松元643番1地先まで | |
| 鶴田大口線 | 薩摩郡さつま町鶴田字中道5418番2地先内 | |

鹿児島県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|-----------|--|--------|------------------------|-----------------|
| 県道 | 宮之城加治木線 | 薩摩川内市祁答院町藺牟田字雨包279番1地先から同市祁答院町藺牟田字中原7029番1地先まで | 前後 | 9.9～23.1 10.8～23.1 | 255.0 255.0 |
| | 伊関国上西之表港線 | 西之表市国上字東塩屋峯1176番1地先内 | 前後 | 11.5～11.6 11.6～25.2 | 9.0 9.0 |

鹿児島県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----------|--|----------------|
| 県道 | 宮之城加治木線 | 薩摩川内市祁答院町藺牟田字雨包279番1地先から同市祁答院町藺牟田字中原7029番1地先まで | 平成24年 6月26日 |
| | 伊関国上西之表港線 | 西之表市国上字東塩屋峯1176番1地先内 | |

鹿児島地域振興局告示第54号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------------------|----------------|-----------|----------------|--------|---------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 児童発達支援事業所やまびこ医療福祉センター | 鹿児島市皆与志町1779番地 | 社会福祉法人向陽会 | 鹿児島市皆与志町1779番地 | 本重 博史 | 平成24年 4月1日 | 児童発達支援 |

南薩地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------|-----------------|----------------------|-----------------|--------|-----------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| HAS療育センター | 南さつま市金峰町尾下383-1 | 特定非営利活動法人HAS発達支援センター | 南さつま市金峰町尾下383-1 | 松田 翠 | 平成24年5月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

南薩地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|----------|-------------------|----------------------|-----------------|--------|-----------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 清原療育センター | 南さつま市坊津町泊字下ノ菌6064 | 特定非営利活動法人HAS発達支援センター | 南さつま市金峰町尾下383-1 | 松田 翠 | 平成24年5月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

南薩地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|----------|-----------------|----------------------|-----------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 知覧療育センター | 南九州市知覧町郡16758-2 | 特定非営利活動法人HAS発達支援センター | 南さつま市金峰町尾下383-1 | 松田 翠 | 平成24年5月1日 | 児童発達支援 |

始良・伊佐地域振興局告示第36号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------------|-----------------|---------|---------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 放課後等サービスこくぶ太陽の子 | 霧島市国分中央一丁目24-24 | 株式会社ケイン | 鹿屋市西原四丁目12-15 | 郷原 建樹 | 平成24年5月1日 | 放課後等サービス |

大隅地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年6月26日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------------|-----------------|---------|---------------|--------|------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 児童デイサービスかのや太陽の子 | 鹿屋市西原一丁目10924-4 | 株式会社ケイン | 鹿屋市西原四丁目12-15 | 郷原 建樹 | 平成24年5月14日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

公 告

平成24年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年6月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日
平成24年8月23日（木）から同年9月27日（木）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）
- 3 講習会の定員
30人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 受講及び修業試験の免除
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
 - ア 学科 畜産概論，家畜の栄養，家畜の飼養管理，家畜の育種，生殖器解剖，繁殖生理，精子生理又は種付けの理論
 - イ 実習 家畜の飼養管理，家畜の審査，生殖器解剖又は発情鑑定
 - (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜人工授精講習会受講願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
 - (2) 提出書類等の提出先
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

- (3) 提出書類等の受付期間
平成24年7月11日（水）から同月20日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年7月20日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 受講手数料
34,000円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）
- 9 受講者の選考
受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。
- (1) 試験の日時
平成24年8月3日（金）午前10時から正午まで
- (2) 試験の場所
鹿児島県庁（行政庁舎17階）共用会議室17-A-1
- (3) 試験の内容
畜産についての筆記試験
- (4) 試験手数料
無料
- (5) 試験の通知
試験を実施する場合は、平成24年7月26日（木）までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知
受講者として選考された者に対しては、平成24年8月13日（月）までにその旨を通知する。
- 10 その他
講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として肝付町選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成24年5月22日鹿児島県選挙管理委員会告示第9号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表肝付町の項に、次のように加える。

| | | | |
|-----------|------------------|-----|-------------|
| 高山やぶさめ館 | 肝属郡肝付町新富5590番地35 | 200 | 肝付町商工会長 |
| 内之浦銀河アリーナ | 肝属郡肝付町南方289番地 | 250 | 肝付町教育委員会教育長 |

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月26日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「社団法人鹿児島県森林整備公社」を「公益社団法人鹿児島県森林整備公社」に、「社団法人鹿児島県農業・農村振興協会」を「公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会」に、「財団法人鹿児島県建設技術センター」を「公益財団法人鹿児島県建設技術センター」に、「財団法人鹿児島県国際交流協会」を「公益財団法人鹿児島県国際交流協会」に、「財団法人鹿児島県栽培漁業協会」を「公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会」に、「財団法人鹿児島県文化振興財団」を「公益財団法人鹿児島県文化振興財団」に、「財団法人鹿児島県民総合保健センター」を「公益財団法人鹿児島県民総合保健センター」に、「財団法人かごしま産業支援センター」を「公益財団法人かごしま産業支援センター」に、「財団法人かごしまみどりの基金」を「公益財団法人かごしまみどりの基金」に、「財団法人屋久島環境文化財団」を「公益財団法人屋久島環境文化財団」に改める。

別表第2中「社団法人鹿児島県観光連盟」を「公益社団法人鹿児島県観光連盟」に、「社団法人鹿児島県特産品協会」を「公益社団法人鹿児島県特産品協会」に、「社団法人鹿児島県貿易協会」を「公益社団法人鹿児島県貿易協会」に、「社団法人地方税電子化協議会」を「一般社団法人地方税電子化協議会」に、「財団法人鹿児島県市町村振興協会」を「公益財団法人鹿児島県市町村振興協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第73号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年6月26日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|----------------------|------------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | C R A 天下烈伝 R R | 株式会社サンセイアールアンドディ | 2P0389 |
| ぱちんこ遊技機 | C R おねだり！マスカット A A | 株式会社サンセイアールアンドディ | 2P0471 |
| ぱちんこ遊技機 | C R おねだり！マスカット S S | 株式会社サンセイアールアンドディ | 2P0502 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 楽園むすめ H - T X | 株式会社ニューギン | 2P0441 |
| ぱちんこ遊技機 | C R 楽園むすめ H - T | 株式会社ニューギン | 2P0458 |
| ぱちんこ遊技機 | C R ルパン三世 9 A T | 株式会社平和 | 2P0450 |
| ぱちんこ遊技機 | C R シティーハンター L 9 A Y | 株式会社平和 | 2P0474 |
| ぱちんこ遊技機 | C R シティーハンター 9 A V | 株式会社平和 | 2P0503 |
| ぱちんこ遊技機 | C R おそ松くん M M A | 株式会社サンスリー | 2P0455 |
| ぱちんこ遊技機 | C R おそ松くん Y S A | 株式会社サンスリー | 2P0489 |
| 回胴式遊技機 | メガミリオネア V | 株式会社ラスター | 2S0445 |